

一戸建、分譲マンションをお持ちのオーナー様へ

空家・空室を募集しています。

これからは**定期建物賃貸借制度（定期借家制度）**の創設によりご希望の期間だけ貸すことができるようになりました。

【今までなら... いったん貸してしまうと】

正当事由がなければ賃貸借契約は永久に更新されてしまいます。自分で使いたくても**取り戻すのが困難**でした。

【しかし、定期借家契約ならこんなメリットが...】

① 1年だけ、2年だけというように**貸したい期間だけ貸すことができる。**

② 契約終了と同時に**必ず明け渡してもらえる。**

定期借家契約にはこの他にもまだまだメリットがあります。今まで貸すことをためらっていたオーナー様、空家、空室があれば是非弊社までご一報下さい。定期借家契約に関するご質問等もお気軽にお問い合わせ下さい。また、内装見積、賃料査定もさせていただきます。ご連絡、お待ち申し上げます。

お客様サポートセンター

TEL：075-464-0202

FAX：075-465-4545 担当：寺崎